

マイナンバーカードでの受診受付

医療情報・システム基盤整備体制加算について

2023年4月より政府方針によりオンライン資格確認システム（マイナンバーカードを使用しての顔認証システム）が義務化されます。

当院では診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）をオンライン資格確認システムより取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めてまいります。

当院は医療情報・システム基盤整備体制加算の算定を以下の通り月1回に限り算定致します。ご理解の程よろしくお願い致します。

2023年3月まで

初診時にマイナンバーカードを利用する。 2点

初診時にマイナンバーカードを利用しない。 4点

2023年4月1日より、窓口負担額の一部が変更になります。

（特例処置のため2023年12月31日まで）

初診時にマイナンバーカードを利用する。 2点（変更なし）

初診時にマイナンバーカードを利用しない。 6点

再診時にマイナンバーカードを利用しない。 2点

病院長